

議案第10号

羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会等条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会、羽曳野市いじめ問題対策審議会及び羽曳野市いじめ問題再調査委員会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条－第 5 条)

第 3 章 羽曳野市いじめ問題対策審議会(第 6 条－第 8 条)

第 4 章 羽曳野市いじめ問題再調査委員会(第 9 条－第 11 条)

## 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市に設置する羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会、羽曳野市いじめ問題対策審議会及び羽曳野市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会

(協議会の設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事務)

第 3 条 協議会は、いじめの防止等(法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

(守秘義務)

第 4 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この章に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定

める。

### 第 3 章 羽曳野市いじめ問題対策審議会

(審議会の設置)

第 6 条 法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、羽曳野市いじめ問題対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第 7 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための適切な措置に係る調査及び審議に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査及び審議に関すること。

(準用)

第 8 条 第 4 条及び第 5 条の規定は、審議会について準用する。

### 第 4 章 羽曳野市いじめ問題再調査委員会

(再調査委員会の設置)

第 9 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、羽曳野市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(再調査委員会の所掌事務)

第 10 条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について必要な調査及び審議を行う。

(準用)

第 11 条 第 4 条及び第 5 条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、同条中「教育委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市男女共同参画推進審議会委員	学識経験者	日額	20,000円	上記に同じ
	その他の委員	日額	7,000円	

」を

「

羽曳野市男女共同参画推進審議会委員	学識経験者	日額	20,000円	上記に同じ
	その他の委員	日額	7,000円	
羽曳野市いじめ問題再調査委員会委員及び羽曳野市いじめ問題再調査委員会専門委員	学識経験者	日額	20,000円	上記に同じ
	その他の委員	日額	7,000円	

」に、

「

羽曳野市教科用図書選定委員会委員及び羽曳野市教科用図書選定委員会調査員	委員	日額	7,000円	上記に同じ
	調査員	1回につき	5,000円	

」を

「

羽曳野市教科用図書選定委員会委員及び羽曳野市教科用図書選定委員会調査員	委員	日額	7,000円	上記に同じ
	調査員	1回につき	5,000円	
羽曳野市いじめ問題対策審議会委員	学識経験者	日額	20,000円	上記に同じ
	その他の委員	日額	7,000円	

」に

改める。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市人権審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ	羽曳野市人権審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ
	市民代表 日額 7,000 円			市民代表 日額 7,000 円	
羽曳野市男女共同参画推進審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ	羽曳野市男女共同参画推進審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ
	その他の委員 日額 7,000 円			その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市いじめ問題再調査委員会委員及び羽曳野市いじめ問題再調査委員会専門委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ			
	その他の委員 日額 7,000 円				
省略			省略		
羽曳野市教科用図書選定委員会委員及び羽曳野市教科用図書選定委員会調査員	委員 日額 7,000 円	上記に 同じ	羽曳野市教科用図書選定委員会委員及び羽曳野市教科用図書選定委員会調査員	委員 日額 7,000 円	上記に 同じ
	調査員 1回につき 5,000 円			調査員 1回につき 5,000 円	
羽曳野市いじめ問題対策審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ			
	その他の委員 日額 7,000 円				
羽曳野市文化財保護審議会委員	日額 20,000 円	上記に 同じ	羽曳野市文化財保護審議会委員	日額 20,000 円	上記に 同じ
省略			省略		